（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令の一部改正）

第一条　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六十六条」を「第六十五条」に、「第六十七条―第七十条」を「第六十六条―第六十九条」に改める。

第一条中「該当するもの」の下に「（第六十二条第一項第三号及び第八号において「研究開発段階発電用原子炉」という。）」を加える。

第五十七条第一項中「文部科学大臣」を「原子力規制委員会」に改め、同条第二項中「文部科学省令」を「原子力規制委員会規則」に改める。

第五十九条中「文部科学大臣」を「原子力規制委員会」に改める。

第六十二条第一項中「第七十一条第八項」を「第七十一条第六項」に改め、同項第二号中「発電用原子炉」を「実用発電用原子炉」に改め、同項第九号を同項第十号とし、同項第八号中「若しくは第五十七条の六第三項」及び「若しくは第五十七条の七第四項」を削り、「法第四十三条の三の二第三項において準用する法第十二条の六第八項又は法第四十三条の三の三第四項において準用する法第十二条の七第九項の規定による確認にあつては、」を「船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）及び」に改め、同号を同項第九号とし、同項第七号中「発電用原子炉」を「実用発電用原子炉」に改め、同号の次に次の一号を加える。

八　法第四十三条の三の二第三項において準用する法第十二条の六第八項又は法第四十三条の三の三第四項において準用する法第十二条の七第九項の規定による確認（研究開発段階発電用原子炉に係るものに限る。）

第六十二条第一項第五号及び第六号を削り、同項第四号を同項第六号とし、同項第三号中「設置する原子炉」の下に「（研究開発段階にあるものを除く。）」を加え、同号を同項第五号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。

三　研究開発段階発電用原子炉に係る原子炉設置者による法第二十六条第二項又は第三十二条第二項の規定による届出の受理

四　船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものに限る。）に係る原子炉設置者による法第二十六条第二項又は第三十二条第二項の規定による届出の受理

第六十二条第一項第十二号及び第十三号を削り、同条第二項第一号中「又は第五号」を削り、同項第二号中「第四号」を「第六号」に改め、「文部科学大臣及び」を削り、同項第三号中「前項第三号」を「前項第四号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　前項第三号に掲げる届出の受理　文部科学大臣及び経済産業大臣

第六十二条第二項に次の一号を加える。

五　前項第五号に掲げる届出の受理　国土交通大臣

第六十二条第三項を削り、同条第四項第三号中「第一項第九号」を「第一項第十号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「第一項第八号」を「第一項第九号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号中「第一項第七号」を「第一項第八号」に改め、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一　第一項第七号に掲げる確認　経済産業大臣

第六十二条第四項を同条第三項とし、同条第五項を削り、同条第六項中「次の各号」を「第一項第十一号」に、「当該各号に定める大臣」を「経済産業大臣」に改め、同項各号を削り、同項を同条第四項とし、同条第七項を削る。

第六十五条を削り、第六十六条を第六十五条とし、第七章中第六十七条を第六十六条とし、第六十八条から第七十条までを一条ずつ繰り上げる。

別表第一、別表第二及び別表第三中「第六十六条関係」を「第六十五条関係」に改める。

（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令の一部改正）

第二条　放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百五十九号）の一部を次のように改正する。

本則中「文部科学大臣」を「原子力規制委員会」に、「文部科学省令」を「原子力規制委員会規則」に改める。

（行政機関職員定員令の一部改正）

第三条　行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表文部科学省の項中「二、一五五人」を「二、〇九七人」に改め、同表環境省の項中「二、〇一〇人」を「二、〇六八人」に改める。

（武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令の一部改正）

第四条　武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成十五年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第二条中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号から第二十六号までを一号ずつ繰り上げる。

（独立行政法人日本原子力研究開発機構法施行令の一部改正）

第五条　独立行政法人日本原子力研究開発機構法施行令（平成十七年政令第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

第十九条（見出しを含む。）中「第二十八条第一項第四号ロ」を「第二十八条第一項第五号ロ」に改める。

（特別会計に関する法律施行令の一部改正）

第六条　特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第百二十四号）の一部を次のように改正する。

第五十一条第一項第二号中「、加工施設（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第十三条第二項第二号に規定する加工施設（発電用施設周辺地域整備法施行令（昭和四十九年政令第二百九十三号。以下この項及び第七項第六号において「整備法施行令」という。）第三条第八号から第十号までに該当するものを除く。）をいう。以下この号及び第十七号、第六項第六号及び第十三号並びに第七項第一号、第二号及び第十一号において同じ。）若しくは試験研究炉等（原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）第三条第四号に規定する原子炉であって試験研究の用に供するもの（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）第一条第一号又は第二号に該当するもの及び船舶に設置するものを除く。）又は核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第五十三条第二号に規定する使用施設等であって、原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第二条第四号に規定する原子力事業所に設置されるもののうち、整備法施行令第三条第一号、第二号、第六号、第七号又は第十号に該当するもの以外のものをいう。以下この号及び第七項第一号において同じ。）の設置が、その区域内において行われ、若しくは予定されている都道府県又は当該都道府県に隣接する都道府県（次条第一項各号の定めるところによりイに掲げる交付金の交付に関する事務を行う所管大臣が定める基準に適合するものに限る。）に対して行うイに掲げる交付金の交付、原子力発電施設等の設置が、」を「の設置が」に、「及び第七項第五号」を「並びに第七項第一号及び第五号」に、「次条第一項各号の定めるところによりロ又はハに掲げる交付金の交付に関する事務を行う所管大臣」を「経済産業大臣」に、「ロ又はハに」を「イに」に、「ニに」を「ロに」に、「ホに」を「ハに」に、「ヘ及び第十五号ロ」を「ニ及び第十号ロ」に、「ヘに掲げる」を「ニに掲げる」に、「トに掲げる」を「ホに掲げる」に、「チに」を「ヘに」に改め、同号イ及びロを削り、同号ハを同号イ